

令和3年4月8日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年4月7日付け災対第1163号で示された「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容」において、現行の要請内容に加え、新たに「大阪府域全域における不要不急の外出・移動自粛」及び「大阪市外の施設等に対し、4月9日から、午前5時～午後9時の営業時間短縮等の協力依頼」について要請されたことを踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

記

- 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について（変更点）
 - (1) 期 間：4月9日～5月5日
 - (2) 市主催（共催含む）のイベント等は市ホームページ等で周知します
 - (3) 公共施設等の利用制限（利用不可）について
 - ①区分貸し施設：夜間区分等の午後9時以降
※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。
 - ②公共施設の休館等の詳細については別添のとおり
- 2 参考資料
 - (1) 参考資料1 第27回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議決定
(令和3年4月2日)
 - (2) 参考資料2 令和3年4月7日付け災対第1163号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」